



第13号様式(第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

第 15 号

住 所 さいたま市岩槻区南辻 25 番地 2

氏 名 株式会社ヤマト

代表取締役 吉田 孝幸

令和7年1月15日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	さいたま市大宮区上小町 154 番地 17 株式会社ヤマト 大宮営業所
取 扱 う 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物(し尿を除く)
営 業 の 区 域	上尾市内
処 理 料 金	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第27条の規定に基づく額
許 可 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
条 件	令和7年5月31日までに以下のものを提出すること。 ・アイエンタープライズ株式会社を吸収合併したことを確認できる定款および登記簿謄本 ・使用する車両の所有者変更後の車検証の写し および自動車検査証記録事項の写し ほか裏面のとおり

令和7年3月26日

上 尾 市 長 畠 山 稔



許 可 条 件

< 搬入に関して >

1. 廃棄物の処理・処分については、市指定の施設を利用すること。
2. 廃棄物を搬入するときは、搬出者(事業者)の搬出証明書を提出すること。
3. 許可を受けた「取扱う廃棄物の種類」以外及び産業廃棄物は搬入しないこと。また、産業廃棄物を一般廃棄物と偽り故意に混入し搬入した場合は、関係法令、条例、規則により搬入の停止、許可の取り消し等を行う場合がある。
4. 危険物及び公害の発生する廃棄物は搬入しないこと。
5. 一般廃棄物を搬入するときは、各施設の搬入時間を厳守すること。
6. 上尾市一般廃棄物処理実施計画に従い廃棄物の資源化を進め、分別してから搬入すること。
7. 上尾市一般廃棄物処理計画により、搬入条件を変更されても異議の申し立てをしないこと。
8. 上尾市以外の発生場所からの廃棄物は搬入しないこと。
9. 剪定枝を搬入するときは、直径10センチ以下、長さ60センチ以下にして搬入すること。
10. ごみ袋を使用する場合には、透明、又は半透明の袋を使用すること。
11. 新聞・雑誌・ダンボール・古布・雑がみ・ペットボトル・飲料缶・びん等の資源物は、環境センターには搬入せず、資源再生業者に搬入すること。

< 業務管理に関して >

12. ごみ収集作業に従事する従業員の労働安全衛生教育、廃棄物処理に関する教育を徹底すること。
13. 環境センター内の洗車場は、上尾市ごみ収集委託車両以外は使用しないこと。
14. 塵芥車の荷箱等に、廃棄物等を積載する場合は、飛散・落下・悪臭等が生じないようにしなければならない。また、違法改造や危険物等を装着し走行しないこと。
15. 車両の整備点検は十分に行い、塵芥車から汚汁の垂れ流しがあつた場合は、速やかに清掃を行うこと。
16. 塵芥車に上尾市以外の自治体名は記入しないこと。記入してあるものは削除すること。
17. 名義貸し等の行為や再委託は行わないこと。
18. 廃棄物の排出管理を共同で行う管理会社との契約を行う場合、排出事業者から、不適切な排出物が認められる場合は許可業者の指示により搬出事業者に改善を行わせなければならない。
19. 申請事項に変更が生じた場合には、書面により速やかに届出ること。
20. 搬入物の検査においては、職員の指示に従うこと。検査の拒否や妨害・虚偽の報告を行った場合は関係法令、条例、規則により搬入の停止、許可の取り消し等を行う場合がある。
21. 許可事項に違反した場合には、搬入の停止、許可の取消し等の処分を受けても異議の申し立てをしないこと。
22. その他、廃棄物の処理に関する法令、条例及び規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。